

地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
熊本県玉名郡菊水町
- 2 地域再生計画の名称
菊水町地域福祉推進プラン
- 3 地域再生の取組を進めようとする期間
地域再生計画の認定を受けた日から5年間

4 地域再生計画の意義及び目標

菊水町では、別紙イメージ図に示すとおり、既にいくつかの保健福祉に関する計画を立てており、乳幼児期から思春期にかけての母子保健計画・エンゼルプラン（子ども未来プラン）、青年・壮年・中年期における健康づくり計画（健康さくすい21）、40歳以上から高齢期における老人保健福祉計画・介護保険計画、年齢に関係なく障害を持った方を対象とする障害者プラン（まごころプラン）と全ての住民をカバーしている。これらの保健福祉の各分野の計画を作成するに当たっては、菊水町の住民に対しアンケート調査やグループワーク、個人別調査等を行い住民の意見を取り入れている。

母子保健計画・エンゼルプランにおいても幼児をもつ保護者等の要望や意見を十分に汲み取った計画としている。そのため乳児保育や一時保育、休日保育、子育て支援、学童保育等いままですべての公立保育所では実施できなかった事業を、社会福祉法人による保育所へ平成16年4月1日から移管し、保護者の要望に応えられる施設となった。また、幼稚園についても保育所の隣接地に新築移設し、同時に特別区域の申請を行い幼稚園・保育園が同じ教育・保育を行う幼保一元施設として認可を受け、今後運営を行う予定である。

障害者プランにおいても障害者の方々に面接による調査を行い、要望・意見を取り入れた計画となっている。町内には、知的障害者の更生施設（精粹園）と授産施設（銀河ステーション）が社会福祉法人により整備されている。しかし施設サービスは充実しているが居宅サービスが充実していない状況であるため町として模索していたが、精粹園から本年3月31日で閉園になった中央保育所を活用した障害者のための在宅介護サービス事業所等として利用申請がされ、今後、民間の活力を生かした計画を推進する予定である。

老人保健福祉計画・介護保険計画においては、菊水町における全住民に占める65歳以上の人口割合である高齢化率も平成16年4月1日現在で30.5%（人口6,911人のうち2,110人が65歳以上）と全国の高齢化率の約30年先を進んでいる状況である。また、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者が1,135人と53.8%を占めている。この傾向は、今後ますます増大することが見込まれる。

老人福祉サービスの中で大きなウエイトを占める介護保険においては、介護認定者が平成16年3月25日現在371人と高齢者人口の17.6%となっている。これは、

県内においても高い認定率となっている。介護給付費においては、第1期介護保険事業においては、13年度前年比14.2%増、14年度9.3%増と急激に伸びている。

平成15年度からの第2期の介護保険事業は、基準保険料が月額4,900円と県内でトップとなり第1号被保険者に多大な負担をかけている状況である。そのような中、平成15年度は、ケア会議や施設入所ケース検討会を実施し、施設サービス受給者の新規入所の抑制を行い、デイサービスや訪問介護、ショートステイなどの在宅介護サービスの利用を促進したため、初めて給付額で前年比3.4%の減少となる見込みである。ただ町内の在宅介護サービス事業所は、町社会福祉協議会などがあるが在宅介護サービス事業所が要介護者数に比べ不足している状況である。特にデイサービスは、町立特別養護老人ホームきくすい荘に併設するデイサービスセンターだけであり住民のニーズに充分応えられない状況である。そのため、本年3月31日で閉所した町立の西保育所を活用し、通所介護事業所（デイサービスセンター）として推進したいと考えている。

今まで保育所として親しまれてきた施設を有効活用することにより、今まで町外の施設まで通って、町内で不足していたサービスを利用していた住民や、遠隔地であるため各種在宅福祉サービスの利用を控えていた住民にとって、身近な施設において気軽にサービスの利用ができるようになる。これにより障害の進行や介護度の上昇を抑えることが期待され、住民の福祉の向上が図られる。既に地元民間業者から利用計画書が提出され、活用内容や事業に対する熱意等を意見聴取しており、十分対応できると見込まれる。

また、これからの市町村合併に向けて行政のスリム化を図ることや町の財政状況から、これらすべてを町の直営で行うことは不可能であるため、今後民間の活力を生かしながら、町の福祉計画に則った事業の展開を図ることとしている。

このように、身近な施設での各種介護サービスを行うことにより、住民の福祉の向上を図るとともに、幼保一元施設や新たに整備する在宅障害者福祉サービス事業所、通所介護事業所を民間事業者に委ねることにより新たな雇用の創出を図り、もって今後の町の地域再生を目指していく。これは、「民間にできるものは民間に」という構造改革の方針に沿うものであり、今後の我が町の知恵と工夫で地域を活性化することにより、地域再生計画の目標を達成すべく各種事業を推進する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本町の産業別就業者数は、下表のとおり昭和55年に比べると農業を中心とした第1次産業が65.6%減となっており激減している。製造業をはじめとした第2次産業においては、平成2年のピークを境に減少している。商店やサービス業などの第3次産業は、33.5%増と昭和55年以降順調な伸びを見せている。しかしながら全就業者数においては、14.7%減となっており、人口減少率の8.4%に比べても大きくなっている。就業比率も3.5%となっておりバブル崩壊後の景気低迷によりリストラや倒産による雇用の悪化が我が町においても影響を与えている。

産業別就業者数

(単位：人)

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	S50 H12比率
第1次産業	1,764	1,296	1,084	759	644	607	-65.6%
第2次産業	842	1,111	1,304	1,323	1,160	1,034	22.8%
第3次産業	1,209	1,307	1,346	1,447	1,530	1,614	33.5%
計	3,815	3,714	3,734	3,529	3,334	3,255	-14.7%
人口	7,362	7,320	7,426	7,331	6,995	6,743	-8.4%
就業比率	51.8%	50.7%	50.3%	48.1%	47.7%	48.3%	-3.5%

(資料：国勢調査)

このような中、今回の地域再生計画により新たな事業所を創設することにより、幼保一元施設において26名、在宅障害者福祉サービス事業所において6名、通所介護事業所において11名を新たに雇用することができる。このように民間事業者の活力を生かした取組みにより経済的社会的な効果は大である。

また、幼保一元施設による幼児の保育、在宅障害者福祉サービス事業所による障害者への支援、通所介護事業所による高齢者への介護サービス等地域再生計画の推進により、本町における住民の福祉の向上が図られる。それに伴い、家族が安心して幼児や障害者、高齢者を預けることができ、安心して働ける環境が整うこととなり、地域における就業者数の増加が見込まれ、所得の向上につながるものである。そのことにより地域経済の発展や社会的効果が見込めるものである。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10905 社会福祉施設の転用の弾力的な承認

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

名称 幼保一元化特区

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育園児等の合同活動事業

番号 914

名称 保育園における保育園児及び幼稚園児の合同活動事業

その他の関連する事業

- (1) 構造改革特別区域認定申請の認可を受け、幼保一元施設による子育て環境の充実。
- (2) 社会福祉法人による在宅障害者福祉サービス事業所の開設。

8 その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

- 1 支援措置の番号及び名称
10905 社会福祉施設の転用の弾力的な承認

- 2 当該支援措置を受けようとする者
当該者の属性：株式会社マツカワ物流（別途有限会社を設立し運営する予定である。）
規 模：資本金1500万円、年商3億5千万円
所在地：菊水町大字内田1083番地1
当該者の特定状況：特定している

- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容
主 体：有限会社 ふれあいマツカワ（仮称）
場 所：熊本県玉名郡菊水町大字長小田334番地
取組の実施期間：平成16年から財産処分制限期間である平成42年以降まで
取組により実施される行為や整備される施設の明細：
 - ・通所介護事業所（デイサービス）
 - ・通所介護事業所に11名の職員を新たに採用する予定である。

その他の事業内容：

無償による貸与ただし施設の改修等は事業者負担とする。また転用の目的以外の使用を禁止するなど必要最小限の条件を付すものとする。